

諏訪市告示第 103 号

諏訪市健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱

諏訪市健康診査等実施要綱（平成 24 年諏訪市告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「諏訪市医師会」の次に「、諏訪市歯科医師会」を加える。

第 4 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 8 条第 1 項の表中

「

歯周病検診	1 人 1 回	500 円
成人歯科健康診査（パノラマレントゲン撮影を含むもの）	1 人 1 回	1,500 円
成人歯科健康診査（パノラマレントゲン撮影を含まないもの）	1 人 1 回	500 円
妊婦歯科健康診査	1 人 1 回	500 円

を

」

「

歯周病検診（パノラマレントゲン撮影を含まないもの）	1 人 1 回	500 円
歯周病検診（パノラマレントゲン撮影を含むもの）	1 人 1 回	1,500 円
妊婦歯科健康診査	1 人 1 回	500 円

に

」

改め、同条第 2 項を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。